



環境法は岐路に立つのか

法学部 西尾 哲茂



研究最前線



Tetsushige Nishio

法学部教授 環境法

- 1950年 大阪府生まれ
- 1972年 東京大学法学部卒
- 1972年 環境庁入庁
- 2006年 環境省 総合環境政策局長
- 2008年 同 環境事務次官(2009年7月退任)
- 2011年 明治大学法学部教授(現任)

【主な著書】

西尾哲茂他「環境基本法の意義と課題」新美育文他編
 「環境法体系」pp427-428 (商事法務2012年)
 「公害国会から40年、環境法における規制的手法の
 展望と再評価」(『季刊環境研究』No.158 2010年)

【主な所属学会】

環境法政策学会

「環境法は、今日の社会思潮とグローバルな議論を背景に、ダイナミックな生成発展過程にあり、将来の我が国と世界の姿に大きな影響を与える極めて興味深い分野です」。これを売りにしています。

私は、1972年から2009年まで、環境庁・環境省で働いて参りましたが、この40年間に、環境政策の課題は大きく変容し、環境法も進化を続けていると思います。その中で遅れずに対応するため、従来の整理に馴染まない、とんでもない条文を多々発明して各方面を悩ませて参

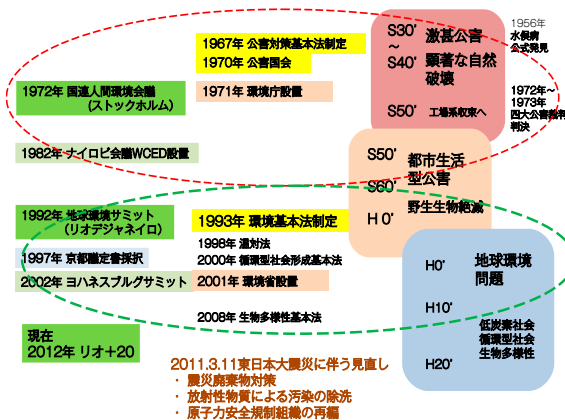
りました。一昨年からは、本学法学部に参ることができましたので、その罪滅ぼしに、これまでの経験をもつて幾ばくかのお役に立てればと願っています。

さて、この40年に言及させていただきましたが、その前半20年の主たるテーマは、環境汚染の克服です。1972年にストックホルムで国連人間環境会議が開かれ、世界の国々が初めて環境問題の重要性を共有しました。我が国では、公害の克服に懸命の努力がされ、1971年には環境庁が発足しました。



コペンハーゲンのCOP15のサイドイベントでコベネフィットアプローチを訴える筆者等

後半20年は、地球温暖化、生物多様性など地球環境問題がクローズアップされました。1992年にリオデジャネイロで地球環境サミット



「環境問題過去40年の概観」

が開催され、持続可能な発展の考
え方が世界の基調となりました。

地球環境サミットから20年を経て、
先進国と途上国の対立はなお深く、
更には新興経済国の台頭により、進
むべき道を見いだすことは、ますま
す難しくなっております。そろそろ、
グリーン経済などを中心とした新し
い道筋、パラダイムが出てくる必要
があると痛感しております。

私は、退官後、こうした道程に環
境法が大きな役割を果たすことがで
きるのではないかと考え、政策現場
とも関わりながら考究を進めて参り
ました。

その一つが、コベネフィットアプ
ローチ、つまり、新興経済国など成
長著しい途上国が、公害対策に積極
的に取り組むことにより、同時に、
省エネルギー、低炭素化も達成する
ことができるのではないかとという考
え方を、環境法制度の面から裏付け
ることです。このためコペンハーゲ
ンにおける気候変動条約締約国会議
のサイドイベントや日中低炭素共同

研究などに取り組んで参りました。

ところが、2011年3月11日
の東日本震災により、環境省は、
①がれきの処理、②放射性物質で汚
染された土壌、廃棄物の除染、更に
は③原子力規制委員会の設置という、
これまでに携わったことのない仕事
に注力することになりました。また、
温暖化対策についても、原子力発電
所の事故を踏まえて新たなエネルギー
ー環境戦略の下で進めなければな
らなくなりました。大きな変化が生
じるのではないかと、院生とともに
除染現場の視察をするなど、その動
向を追いかけています。

これまでは、環境と経済を二項
対立ではなく、技術や制度により
ミスマッチにする、その実現方策が最
大の焦点であり、環境法も、これに
いかにして合理的な枠組みをあたえ
られるかという観点から議論されて
きました。震災以後、社会の納得、
受容がなければ何一つ動かないこと
がはっきりしてきたと感じておりま
す。

新しいパラダイム、環境と経済と
社会を旨指した再構築が必要かも
知れませんが。我が国の選択の行方も
不透明です。我が国の事象が世界
にどのような影響を与えるかも流動
的で、加えて、世界中の国が経済的
不安を抱える中で、大きな岐路に立
つているようにも思えます。

かつて激甚公害に見舞われていた
ときに、公害規制法の制定や公害病
裁判など環境法が大きな役割を果た
しました。今後の方向性の構築に当
たって、環境法が寄与するところを
見いだせるか、まさに、岐路に立つ
のか、どうか、これをしっかりと眺め
て研鑽を続けたいと思っております。



大学院法学研究科の院生を伴って
除染現場の視察をする筆者等